

札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議の開催について

平成22年11月25日

札幌市障がい福祉担当部長決裁

- 札幌市の障がい福祉施策に係る計画の策定作業において
意見を求めるため、計画策定会議（以下「会議」という。）
を開催する。
- 会議の構成員は、障がい者、障がい者の福祉に関する
事業に従事する者及び学識経験者等のうちから、別に指名す
る。
- 会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めるこ
とができる。
- 会議の議長は、構成員の互選により決定する。
- 会議の庶務は、障がい福祉課において処理する。
- 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項
その他必要な事項は、議長が定める。